



No. 14

発行 茅部郡鹿部村

村長 棚方健太郎

編集企画室

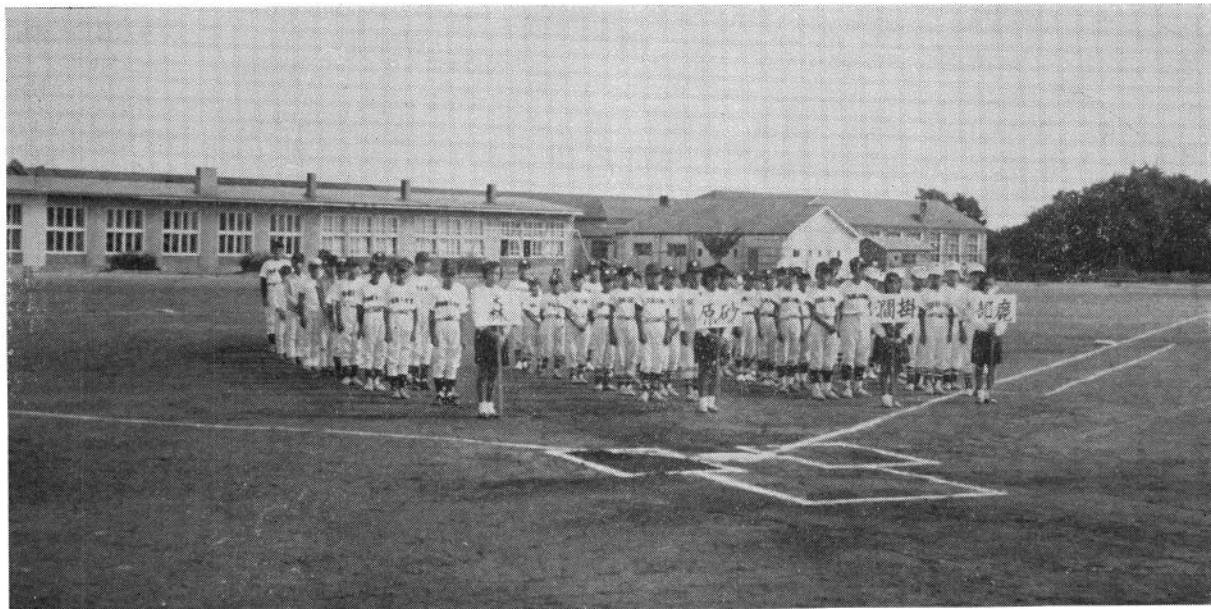
42. 9. 22

印刷所 三栄印刷所

第4回

= 駒ヶ岳山麓 =

小学校野球大会開かれる



去る9月3日、鹿部小学校グラウンドに森・掛間・砂原・鹿部の4チームが参加して第4回小学校山麓野球大会が開かれ熱戦を展開し、その結果鹿部チームが森チームを14対1、砂原チームを12対0と破り優勝しました。

今年は鹿部小学校開校85周年記念の年に当り、この大会もその記念行事の一つでもあり優勝のよろこびはかくべつとのことでした。

おもな記事

- ◎小学校山麓野球大会開かれる… 1
- ◎引揚者に特別交付金支給……… 2
- ◎褐毛和牛 熊本より到着……… 3
- ◎42年度北海道職員採用初級試験実施 …… 3
- ◎社会保険から脱落した方へ…… 3
- ◎42年度渡島管内町村職員採用試験のお知らせ …… 4
- ◎42年度道路舗装工事実施……… 5
- ◎選挙人名簿の綻覧……… 5
- ◎鹿部村観光写真コンテスト のお知らせ …… 6
- ◎渡島管内林業青少年キャンプ 及研修会開催…………… 7
- ◎第6回村民体育祭開催…………… 8
- ◎優良漁家にモデル顕彰制度…… 8
- ◎青少年の健全育成と家庭教育… 9
- ◎交通事故のない村を…………… 10
- ◎道府内に北海道交通事故 相談所開設…………… 10
- ◎第1回北海道公害写真 コンテスト…………… 11
- ◎結婚したらすぐ婚姻届を…………… 12
- ◎戸籍の窓口…………… 12

村人口と世帯

(42. 9. 1. 現在)

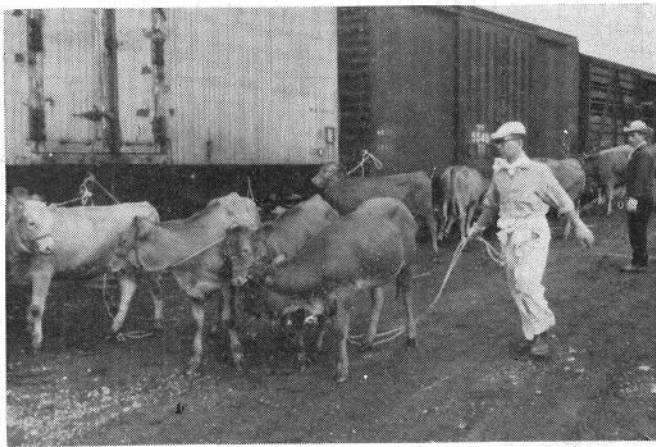
男	2,328人
女	2,369人
計	4,697人
世帯数	932戸

~~~~~引揚者等に対して特別交付金が支給されます~~~~~

- ◇ 概要は次のとおりです。詳しいことは役場民生課でお聞き下さい。
- ◇ 特別交付金請求書の受付は10月1日から開始いたします。
- ◇ 引揚者給付金とは関係なく引揚者のすべての人に交付されます。
- ◇ 9月中に引揚者団体と共に説明会を開催いたします。

|                 | 支 給 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 支 給 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 請 求 者                                                                                                                                                                      | 請 求 期 限                                               | 支 給 方 法                                                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 引揚者に対する特別交付金の支給 | <p>1 「引揚者」であること。<br/> <input type="radio"/> 引揚者とは、次に掲げる日まで外地等に引き続き1年以上生活の本拠を有し次のいずれかの要件をみたすもの。</p> <p>(1) 「20年8月15日」以後外地（本邦以外の地域）から引き揚げてきたもの。</p> <p>(2) 「20年8月9日」以後8月15日までにソ連の参戦により外地から引き揚げてきたもの。</p> <p>(3) 「20年8月15日」に本邦に滞在中外地に帰ることができなくなつたものの。</p> <p>(4) 「18年10月1日」以後20年8月15日までに南洋群島から引き揚げてきたもの。</p> <p>(5) 「16年12月8日」又は「政令で定める日」以後20年8月15日までに連合国又は政令の定める地域から引き揚げてきたもの。</p> <p><input type="radio"/> 次の者は生活の本拠が1年未満でも1年以上あつたものとみなす。</p> <p>(1) 満洲開拓民<br/> (2) 日本政府の命令により外地に生活の本拠を有するに至つたもの。</p> | <p>2 日本国籍を有する者。<br/> (昭和42年8月1日現在)</p> <p>(20年8月15日における年齢区分)<br/> <input type="radio"/> 50歳以上 16万円<br/> <input type="radio"/> 35~49歳 10万円<br/> <input type="radio"/> 25~34歳 5万円<br/> <input type="radio"/> 20~24歳 3万円<br/> <input type="radio"/> 19歳以下 2万円<br/> <input type="radio"/> 加 算 1万円<br/> 終戦時まで外地に引き続き8年以上いた者。</p> | <p>○本人<br/> <input type="radio"/> 相続人<br/> <input type="radio"/> (胎児は生まれたものとみなす)<br/> <input type="radio"/> 請求権譲受人<br/> <input type="radio"/> (配偶者、子、父母から請求権を譲渡された場合)。</p> | <p>○45年3月31日<br/> <input type="radio"/> 43年4月2日以後</p> | <p>○記名国債の交付<br/> <input type="radio"/> (無利子10年償還)</p> <p>本邦に引き揚げた引き揚げ者は引き揚げた日から起算して2年間。</p>                                      |
| 遺族に対する特別交付金の支給  | <p>1 「引揚前死亡者」「引揚者」の遺族であること。<br/> <input type="radio"/> 引揚前死亡者は、引揚者と認められる日（上記「」かつて）以後外地等にある間に死亡したもの。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>2 遺族であること。<br/> <input type="radio"/> 遺族の範囲は①配偶者、②子、③父母、④孫とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>3 日本国籍を有する者。<br/> (昭和42年8月1日現在)</p> <p>引揚者に対する支給額の7割の額</p> <p>○ 引揚前死亡者の基準日は上記引揚者の定義(2)については、その死亡した日、(4)(5)については引揚者として認められる日（「」かつて）とする。</p>                              | <p>○遺族順位は、<br/> ①配偶者<br/> ②子<br/> ③父 母<br/> ④孫</p>    | <p>○45年3月31日<br/> <input type="radio"/> 43年4月2日以後</p> <p>死亡した<br/> <input type="radio"/> 引揚者又は引揚前死亡者の死亡の事実が判明したときは、その日から2年間。</p> |

## 褐毛和牛 =熊本より到着=



昭和四十二年度 酪農開発事業  
団の貸付に依る褐毛和牛五十頭が  
二日午前九時熊本県から無事到着  
しました。

この牛は村が三十二年より継続  
して実施している漁村副業奨励の  
為に貸付を行なっている事業であ  
つて昨年は秋田県から購入しまし

たが今年は熊本県より購入しまし  
た。

この牛の中には熊本市の供進会  
で二等賞を得て価格も十三万五千  
円と言う高い良い牛も居ります。  
今年の貸付は現在借受希望者を  
募集中ですので貸付希望の方は役  
場畜産課迄お申込み下さい。

## 中学校校舎 増築工事始まる

鹿部中学校の理科室と音楽室の増築工事  
は、指名入札の結果、吉建設KK、に決り  
八月六日に工事に着工いたしました。

坪数は本工事一〇〇坪渡り廊下二二・五  
坪でその他物置の改築等があり請負金は、  
八一六万円竣工は十一月末日となつております。永年要望してきた特別教室も一応これで全部整備される事になり不自由な実験等を重ねておりましたが、それらも解消されるので一日も早く完成するよう望まれています。

昭和四十二年度

北海道職員

## 採用初級試験実施

北海道人事委員会では、昭和四十二年北  
海道職員採用初級試験を実施いたします。  
希望者は、役場総務課まで御相談下さい。

### 1 試験区分

試験は次の試験区分ごとに行ないます。  
このうち一種を受験できます。

一般事務A・一般事務B・林業・農業土  
木農業・畜産・水産・土木・建築・電気

### 2 受験資格

(学歴・男女の別を問わず、昭和十九年  
四月二日から昭和二十五年四月一日まで  
に生まれた人)

3 試験の期日

昭和四十二年九月二十四日

## 社会保険から脱退した(ぬけた)方々へ

社会保険に加入している期間みなさんは厚生年金・船員保険・各種共済組合等に加入しておるわけですが、勤め先をやめると同時に国民年金へ加入しなければなりません。  
国民年金へ加入することによつて厚生年金がより一層有利になるわけですので、そういう方々は印鑑持参の上役場まで届出て下さい。

昭和42年度

## 渡島支庁管内町村職員採用試験のお知らせ

### 1. 受験試格

昭和25年4月1日までに生まれた人で高等学校卒業程度以上の学力を有する方は男女を問わず受験できます。

### 2. 試験の方法

#### (1) 第1次試験

ア. 筆記試験は、教養試験、適性試験及び作文試験によりおこないます。

イ. 教養試験は、地方公務員として必要な一般知能及び教養について、適性試験は、町村職員として必要な適性を有しているかどうかを判定するために、択一式によりおこないます。作文試験は主として文章による表現力について試験します。

ウ. 試験の程度は、学校教育法による高等学校卒業程度です。

#### (2) 第2次試験

第1次試験の合格者の内から、採用町村において面接試験及び健康診断をおこないます。

### 3. 試験期日、場所及び合格発表

(1) 試験期日は、昭和42年10月8日(日)です。

(2) 第1次試験は、次の区分によりおこないます。

鹿部村、鹿部村役場 南茅部町、鹿部村、砂原村

(3) 第1次試験の合格者発表は、昭和42年10月下旬各町村役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。

(4) 合格者は試験地毎に決定します。

(5) 第2次試験は、採用町村においておこない、採用が決定されたときは、直接本人に通知されます。

### 4. 合格から採用まで

第1次試験合格者は、試験地毎に作成される採用候補者名簿に登録されます。

この名簿に登録されたもののうちから採用町村において第2次試験をおこない、町村任命権者が採用者を決定します。

任名権者の選考にもれた方は、次の機会を待たなければなりません。

この採用候補者名簿は、昭和43年4月以降の採用に対するもので、次年度の名簿ができるまで有効です。

### 5. 受験手続及び受付期間

#### (1) 申込書の請求

申込書は管内町村役場に請求して下さい。郵送による請求の場合は、封筒の表に「町村職員試験申込請求」と朱書きし、あて先を明記して15円切手を貼った返信用封筒を必ず同封して下さい。

#### (3) 受付期間

申し込みは、昭和42年9月11日から9月25日まで受け付けます。郵送の場合は、9月25日までの消印のあるものに限り受け付けます。

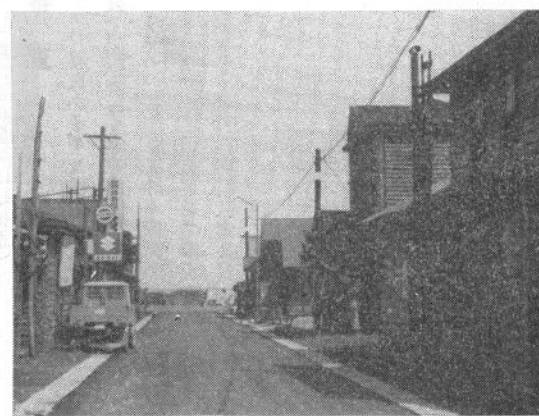
#### (4) その他

ア. 第1次試験受験の際受験票に添付する写真が必要ですから最近6ヶ月以内に、帽子をつけない上半身を写したもので本人であることを確認できる写真(たて6cm、よこ4.5cm)を予め準備して下さい。

イ. 受験手続きその他の問合せは、鹿部役場総務課へお尋ね下さい。

昭和42年度

## 道路舗装工事及び 林道・牧道工事



本年度実施の本村道路舗装工事は、次のとおり実施又は実施されます。

着手 九月十一日より  
竣功 十一月三十日

◆ 本別漁組集荷場前舗装工事

請負人 吉建設株式会社  
鹿部宮浜海岸線改良工事

◆ 本別海岸線舗装工事

請負人 鹿部 小松建設株式会社  
鹿部宮浜海岸線改良工事

◆ 延長 七三・二五メートル  
巾員 四メートル

着手 九月四日  
竣功 十一月三十日

◆ 延長 四六五メートル  
巾員 四メートル

着手 九月四日  
竣功 十一月三十日

◆ 延長 四六五メートル  
巾員 四メートル

着手 九月四日  
竣功 十一月三十日

◆ 延長 五六・五メートル  
巾員 四メートル

請負人 吉建設株式会社  
工事の支障もあり、又、幼児の交通事故等が発生するおそれもありますので、幼児子供の遊び場などにしないようお願いいたします。

◆ 東一号線舗装工事(実施予定)  
始点 上平宅前まで

以上のとおりとなつております  
が、特にこれから行なう鹿部宮浜

◆ 東一号線舗装工事(実施予定)  
延長 五六・五メートル  
巾員 四メートル

改良工事・東一号線舗装工事には  
工事の支障もあり、又、幼児の交

◆ 東二号線舗装工事  
始点 盛田勇夫宅前まで

通りが、特にこれから行なう鹿部宮浜  
改良工事には、工事の支障もあり、又、

◆ 東二号線舗装工事  
始点 山科辰次宅前まで

改良工事等が発生するおそれもありますので、幼児子供の遊び場などにしないようお願いいたします。

◆ 東三号線舗装工事  
始点 古城新一宅前より

が、特にこれから行なう鹿部宮浜  
改良工事には、工事の支障もあり、又、

◆ 東三号線舗装工事  
延長 七九・五メートル  
巾員 四メートル

改良工事等が発生するおそれもありますので、幼児子供の遊び場などにしないようお願いいたします。

◆ 冷水川線(林道工事)  
始点 佐藤光雄宅前まで

が、特にこれから行なう鹿部宮浜  
改良工事には、工事の支障もあり、又、

◆ 冷水川線(林道工事)  
延長 一〇〇〇メートル  
巾員 三・六〇メートル  
着手 九月六日  
竣工 十一月三十日

改良工事等が発生するおそれもありますので、幼児子供の遊び場などにしないようお願いいたします。

### 選挙人名簿の縦覧

毎年三月一日、九月一日現在で登録の申出をしたものについて、それぞれ、同月十一日より二十日までの間、村役場に於て名簿登録又は抹消すべき者として決定した者について、書面で縦覧をさせます。すでに要件がそなわり、申出を

尚、この日まで申し出ないときは、そのまま、九月三十日に名簿に登録されますので御了知下さい。



加入の手續は簡単、  
印鑑をもつて役場へどうぞ

**“たばこは村内で買いましょう。”**  
村内で買うと村へたばこ消費税として専売公社より税金が直接納入されます

★旅行や出張をするとき

# 鹿部村観光写真コンテストについてのおしらせ

開道百年記念事業行事の一環として鹿部村を広く道内外へ紹介する鹿部村の観光写真を下記により募集しますのであるつて応募下さい。

## 記

## テーマ

鹿部村の観光PRを意図した作品であること。

## サイズ

カラー写真の部 八ツ切  
白黒写真の部 四ツ切

## 締切

昭和四十二年十月十五日

## 発表

昭和四十二年十一月三日(予定)

## 送り先

鹿部村役場観光写真コンテスト係  
(教育委員会又は総務課)

## 審査

鹿部村役場観光写真コンテスト係  
(教育委員会又は総務課)

## 賞

☆カラー写真の部  
特選 一名 鹿部村々長賞  
入選 二名 副賞フジフィルム賞  
佳作 五名 副賞フジフィルム賞

☆白黒写真の部  
特選 一名 鹿部村々長賞  
副賞フジフィルム賞

準特選一名 鹿部村教育長賞  
副賞フジフィルム賞

## 応募票

|              |        |
|--------------|--------|
| 鹿部村観光写真コンテスト |        |
| 氏名           | 才      |
| 住所           |        |
| 撮影地          |        |
| カメラ          | 露出データー |
| フィルム         |        |

6cm  
11cm

## 注意事項

- 1・応募作品は未発表の作品で他のコンテストに応募したことのないもの
- 2・応募作品数は制限なし
- 3・応募作品には一枚ごとに応募表を添付すること
- 4・入賞作品の版権は鹿部村に所属します
- 5・入賞作品の作者に賞授与の時原版を申し受けます
- 6・お問い合わせは鹿部村役場観光写真コンテスト係へ

## 台風等による出水シーズンに対処する 防災体制の強化のために

最近、各地で台風による出水が相次いで発生しておりますので次の点に注意、協力して下さい。

## 一、事前措置について

鹿部村では、防災計画に基づいて、各地区(区別)の情報連絡のため、その地区的区長及び、有線放送中継器所有者、電話所有者等との連絡を強化しなければなりません。この地区の方々はそれらのいずれかの機関を利用して災、害の発生を知らせて下さい。

## 二、危険区域の把握について

各区内の危険区域と思われる水利(河川)崖くずれ箇所などの把握につとめ、避難口等の確保につとめましょう。

## 三、応急対策時の協力について

災害時ににおいて、消防団員等が、応急対策にあたっているときは、積極的に応援、協力しましょう。

## 四、避難方法について

日頃から、あらゆる災害に対処したときの方法をそれぞれの家で、話し合い万全の態勢をととのえましょう。

## 五、避難時の携行物品について

避難をしなければならないと判断したとき、又は避難を要求されたときは、最低必要な物品(下着類・毛布類・懷中電灯・薬品類・携帯ラジオ)等を携行しましょ。それには常に持出しをできるよう整えておきましょう。

## 六、台風にそなえて

台風にそなえて、家の周囲や、窓わくなどに板等を打ちつけ、万全の態勢をとること、又、火もとの始末などを完全に行なうこと。



冬の住まいを暖かく快適に  
冬の住まいを暖かく快適に



外へ熱を逃がさない、押入などに水滴がつかないなどの工夫がたいせつ

去る九月一日・二日鹿部村字出来澗キャンプ場に於いて、管内各町村青少年約三〇名が集まり、林業青少年キャンプ及び研修会が行なわれた。

開会式には、鹿部村助役、教育長が出席され、管内青少年がこのキャンプ場において親睦のうちに林業振興のため研修されたい旨の挨拶、つづいて林業指導員よりキ

ヤンプ生活の心得及び日課の説明があり、テント設営、ソフトボーリルなどの親睦競技を行なった後各グループ毎に夕食の準備にとりかかりました。宵闇の中での手馴れぬ炊事の珍風景をのぞきあいながら漸

く御馳走も出来上り薄暗いローソクの下での食事は又格別、その食事も半ば召集の笛、宵闇に飛び出しキャンプファイヤーを囲み自己紹介の後、懇談に入り数々の話に花を咲かせ第一日を終えた。

翌二日目は、朝食の後西瓜割りのレクリエーションがあり、つづいて司会者を中心とした林業従事の座談会があり

ことしの九月一日現在で海区漁業調整委員選挙人名簿をつくりますが、漁業に従事している人で◆村内に居住して三ヶ月以上（六月一日迄）の人◆昭和二十二年十二月六日までに生まれた人

この該当する漁業従業者は九月五日までに村役場内選挙管理委員会に申し出ましょう。

尚名簿の縦覧は、十月二十日から十一月三日迄の間です。

## 渡島管内林業青少年

### キャンプ及び研修会行なわれる

### 海区漁業調整委員選挙の名簿登録申し出

## 昭和42年度 自衛官募集の案内



- ◇防衛大学生・航空学生・看護学生 ..... (10月25日締め切り)
- ◇自衛隊生徒 ..... (11月20日締め切り)
- ◇2等陸海空士 ..... (常時受け付け)

申し込み／村役場総務課又は自衛隊地方連絡部 (22-7553)

## 第6回 村民体育祭

第六回村民体育祭は9月23日10時から鹿部中学校グランドで行なわれます。各年代別の競技になつておりますのであるつてご参加下さい。

### 優良漁家に

#### モデル顕彰制度

道では昭和四十一年度から優良漁家を知事表彰しています。

この制度は、沿岸漁家であつて自らの創意工夫と努力の実績が頗著なものに対して知事が表彰を行ない、あわせて他の漁家の模範となる沿岸漁家を広く紹介し、漁業意欲を高め、明るく豊かな漁村づくりを進める目的としています。

(四) 表彰の時期は、勤労感謝の日（十一月二十三日）を目途とし

表彰する漁家の公表は、北海道公報に登載します。

(五) 表彰された漁家の経営実績は「優良漁家経営実績集」として

集録し、市町村、漁業協同組合などに参考資料として配付します。

(一) 表彰の対象は、沿岸漁家のうちから経営の安定向上と、漁家生活の改善向上に特に実績をあげ、他の漁家の模範となる漁家で、つぎの条件をそなえていなければなりません。

1 二十トン未満の漁船漁業、定置漁業、養殖業または地びき網漁業のいずれかを営むもの

2 漁業協同組合に加入し、組合の運営に積極的に協力していること。

なお各地区の責任者は次の方々が選出されましたのでよろしくおねがいいたします。

大岩地区 大堀 良一さん

鹿部地区 根本五郎男さん

宮浜地区 松川政太郎さん

本別地区 坂井 幸雄さん

(二) 表彰漁家の決定は、知事が、

#### こんぶ乾燥上の注意

最近、各家でこんぶ乾燥のための、バーナーなどを使用しております

ますが、このため、家中は、

長から内申あつた漁家のなかか

三十六漁家を予定しています。

(三) 表彰する漁家数は、全道から

三十六漁家を予定しています。

(四) 表彰の時期は、勤労感謝の日（十一月二十三日）を目途とし

表彰する漁家の公表は、北海道公報に登載します。

(五) 表彰された漁家の経営実績は「優良漁家経営実績集」として

集録し、市町村、漁業協同組合などに参考資料として配付します。

(一) 表彰の対象は、沿岸漁家のうちから経営の安定向上と、漁家生活の改善向上に特に実績をあげ、他の漁家の模範となる漁家で、つぎの条件をそなえていなければなりません。

1 二十トン未満の漁船漁業、定置漁業、養殖業または地びき網漁業のいずれかを営むもの

2 漁業協同組合に加入し、組合の運営に積極的に協力していること。

(二) 表彰漁家の決定は、知事が、

配りましょう。

就寝時には特に火の始まつに気をつけ、完全に消火しましょう。

● 幼児、老人の就寝場所の考慮

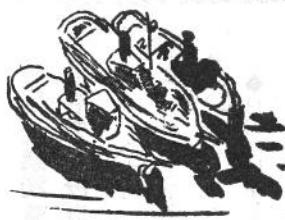
幼児や老人は身体の自由がきかず、自分で避難することができます。そのため、二階等に寝ることをさけ、下階の避難口に近いところに就寝するよう心がけたいものです。

● 深酒は身の破滅

過去の死亡者の死因のほとんどが、一酸化炭素中毒によるものが大部分をしめています。

その他のものは、全身火傷、自殺等ですが、死に至った経過をみますと、熟睡、泥酔によるものが、全体の四〇%を占め、深酒による就寝には赤信号が出されています。

以上のことから、火災発見の遅れ、老人、幼児に対する保護、泥酔、熟睡、建物構造によるもの、寝室遷定の不適当、避難口確保の不完全、避難方法の無知、等があげられ、本人又は保護者の責に帰するものが多く、この観点から先にあげた事項について、御協力下さるようお願いいたします。



## 秋の火災予防

最近の道内の火災発生件数は、比較的減少の傾向にあります。

しかし、これに反して、大規模な火災は増加の一途を示しております。又学校火災の多発もめだつております。毎年秋季には火災の発生が増加いたしますので、次のことに御協力下さい。

過去の火災状況をみると、夜間に火災には死者が多く出ており、幼児、老令者の死者が多くなつておられます。

● 就寝時の火の始まつに気を

# 青少年の健全育成と家庭教育

鹿部村青少年問題協議会  
鹿部村教育委員会

△十二号より続き▽  
◎話し合いの心得

△子どもに話し合いたい気持をおこさせる。子どもの話を率直にうけいれる。

△思いきりいい分をいわせる。

質問したり、うなづいたり。

△相手のいい分をはつきり要約して確かめる。子どものいい分を整理してやること。

△よいよこちらのいい分を聞いてもらう。どうすればよいか。一緒に考えてやる。

## △新しい青年活動とは

青年団は、団員の日常生活に直接結びついた地域社会を舞台として結成された青年の集団であって

青年団、青年会の活動目的の中には、次の三つの要素が含まれているものと考えられる。

△は「人づくり」ともいべきものであつて地域により結集された青年集団が、共同の学習や活動によつて、団員一人一人の欲求を満足させ、その教養を高めあるいは生産技術を向上させ、また生活条件の改善を図るなど青年自身の望みや願にこたえる

△は「町づくり村づくり」ともいすべきものであつて、地域社会が青年に対して要請している地域の美化運動や新生活運動をはじめ、第一次産業の構造改善事業の推進とか、職場の民主化、町村政の改善など、村や町を明るく、また豊かにする運動の展開。

△は「国づくり」ともいべきことであつて、国民的理想につながる、民主国家、福祉国家、平和国家建設への努力である。

以上三つ課題は、事实上各種運動の中に同時にもり込まれ、相互に関連して結びつくところに青年団活動の特徴があるのである。

## しろうと判断は危険

農業改良普及所で相談を



## きのこの食中毒に注意しよう

もし、間違つて「毒きのこ」を食べたとしたら大変です。  
毎年きまつて「きのこ」中毒の

特にツキヨタケ（毒）とムキタケ（食）、ヒラタフ（食）が、またテングタケ（毒）とタマゴタケ（食）が間違ひを起しやすい例です。

（昭和四十一年）には全道で十九件、百八名の患者がきのこによる中毒を防ぐための

## 「きのこ」の 食中毒に注意しよう

芸能、趣味、スポーツなどの仲間同志の活動のほか、研究会講習会その他各種の集会活動がこれである。

△は「きのこ」は秋の味覚に欠くことはできないものの一つであり、秋晴れの一日、家族連れや親しい友人と連れ立つて「きのこ」採りに興ずるのはまことに楽しいものです。

また、収穫した「きのこ」を口にして身近かに季節にふれるのは私たちの生活にうるおいを与えてくれるものです。

道内にはえている「きのこ」は約四百種で、このうち「毒きのこ」として警戒しなければならないものは十七種です。

この十七種類の毒きのこをよくおぼえることが、「きのこ」中毒防止の最良の策なのです。

よく「茎がタテに裂けるのは食べられる」といわれていますが、大きな間違いで、毒きのこの中にはこのようなものが含まれ、しばしば中毒を起した例があります。

現在、しろうとの目では、はつきりした見分け方はないのですが、ら、知っている「きのこ」以外は食べないようにするのが最も安全でしょう。

鹿部青年会は、現代の青年活動の正しい流れの中にあって、はでではないに、着実に歩みを進めていくことに御理解と御認識を頂きます。

（衛生部環境衛生課）

## 交通事故のない村を

八月中は交通安全無事故競争の月間でしたが、残念ながら、本村ではこの月間中三件の事故発生と重傷者一名、軽傷者一名、物損等の交通事故が発生いたしました。

しかも、酒酔い運転、スピード運転が、依然としてあとをたたずついているものもあります。

今回の事故中にこれらが原因になつて、いるものもあります。

私は過去数年来より事故のない町を呼び、昭和三十九年五月には、「交通事故宣言の村」の宣言議決をしました。最近村内の道路事情も良くなり、村内の自動車保有台数も急増しております。

しかし交通事故は増加の途をたどっております。

このような実然は、村民として見のがすことのできない又、許すことのできない重大な事であります。運転者の皆さん、歩行者の皆さん、交通事故のない村をつくるため、御協力下さい。

特に次のことは、交通事故をなくするための重要な要素を含むものでありますので、厳守されますようお願いいたします。

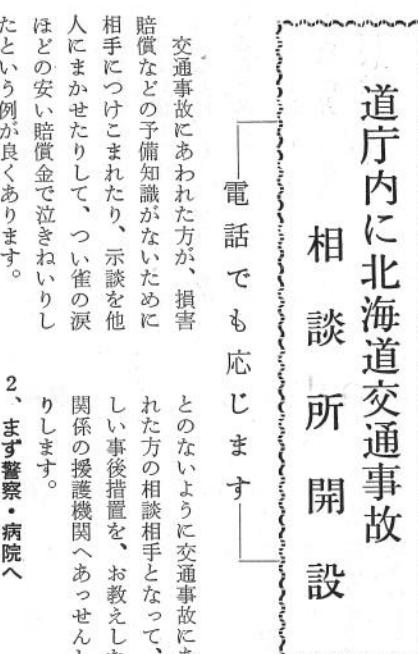
▼ 飲食店の皆さん及び運転者をもつ各家庭の皆さん、運転をする時には絶対に酒を飲ませないよう御協力下さい。

▼ 運転者の皆さん、酒を飲んだときは、絶対に車を運転しないよう御協力下さい。

又自分の腕を過信しないこと。等に特に御注意下さい。

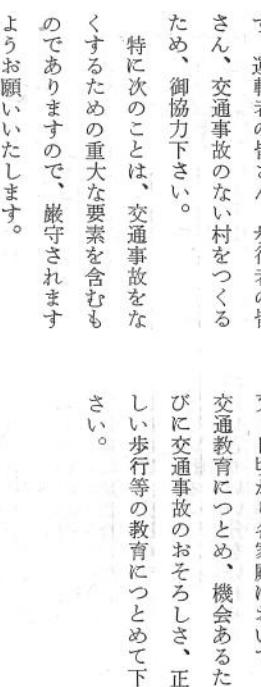
▼ 車所有者の皆さん、いくら親しい間柄の人でも、無免許者は絶対に車を貸さないこと。又、いつでも車体の整備には気をくばり整備不良のない状態にしておきましょう。

▼ 市町村や道では、このような交通事故にあわれましたら、必ず警察へ届け出て下さい。



3、被害者は北海道交通事故相談所へ  
交通事故により、被害を受けられた方やその家族の方は、北海道交通事故相談所（札幌市北三条西七丁目北海道庁内電話26-〇五六八）へ御相談下さい。

相談  
北海道交通事故相談所では、交通事故相談員と弁護士が相談に応じます。  
4、北海道交通事故相談所での相談  
北海道交通事故相談所では、交通事故相談員と弁護士が相談に応じます。



# 第1回 北海道公害写真コンテスト

スマogによる大気の汚染、河川の汚濁、騒音等の公害から、道民の健康や生活環境を保全し、産業の健全な発展をはかるためには、住民、企業等の公害問題に対する正しい知識と自主的防止努力が必要であります。このため、公害のない住みよい郷土づくりを目的とした各種広報活動に必要な資料を蒐集するために、第1回北海道公害写真コンテストを開催します。

## ■ テーマ

公害広報資料、公害展示会等に使用して防止意欲をたかめるにふさわしいもの。

## 第一回の強調テーマ

○ビル、一般家庭から排出される冬期暖房ばい煙による大

気汚染の実態、影響および対策

○工場、事業場等の産業活動

によってもたらされる大気汚染、水質汚濁、騒音ならびに悪臭の実態、影響および対策

○自動車の排気ガスによる大気汚染ならびに排気、走行等による騒音の実態、影響および対策

○白黒写真の部

推せん 一名 北海道知事賞杯

准特選 三名 賞金 三万円

特選 二名 賞金 一万円

入選 二十五名 賞金一千円

佳作 若干名 賞品

○カラー写真の部

推せん 一名 北海道知事賞杯

特選 二名 賞金 三万円

準特選 三名 賞金 五千円

入選 二十五名 賞金一千円

佳作 若干名 賞品

■ 締切

昭和四十三年一月三十一日  
(当日消印有効)

■ 使用材料

国産フィルムを使用のこと。

## ■ 送り先

札幌市北三条西六丁目  
北海道企画部公害課

TEL (25) 九一一一

(内線) 九七三

審査  
主催者側

発表  
入賞者あて通知

昭和四十三年二月末日  
北海道新聞紙上発表および

## ■ 注意事項

(1) 応募作品は、未発表の作品および他のコンテストに同時応募していないものに限ります。

(2) 応募作品数は制限ありません

(3) 応募作品は、所定の応募票(自作も可)をご使用ください

ただし、カラースライドは、応募票の所定事項を梓にご記入ください。

(4) 入賞作品のうち、入選以上の作品の版権は、主催者に所属いたします。

(5) 前項に該当する作品の原版は指定期日までにご提出ください。

(6) 入賞作品は返却いたしません。

ただし、入賞作品のうち、入選以上の作品を除くカラー作品で返送希望の方は、切手(七十五円)を同封してください。

(7) 入賞作品(佳作を除く)の賞金、賞品は、原版と引換えに送ります。

(8) お問合せは、北海道企画部公害課または各支庁地方部総務課企画係をお願いします。

## 台風のシーズンです

○気象情報に注意しましょう

○貴重品や家庭薬品はいつでも持ちだせるように

○家の補修もたいせつです



結婚したらすぐ

婚姻届充

新しい時代の夫婦の正しいスタイル  
ートとして、結婚式が終つたら、  
すぐ婚姻届をだすようにしましょ  
う。

ともに正式な夫婦となるばかりでなく一生の記念となる挙式の日が戸籍にも記念として残ることになります。

普通郵便で簡単に送れます。  
普通郵便に現金を入れて送る  
とは規則で禁じられています。

また、学校でも郵便振替の口座を開いて、ご父兄や保証人の方が直接ご送金を受けるようにしているところもふえていくようだ。

加代子  
藤敏雄  
伊藤真紀子  
藤のぶ美

忠福利安樂  
正義紀治

卷之三

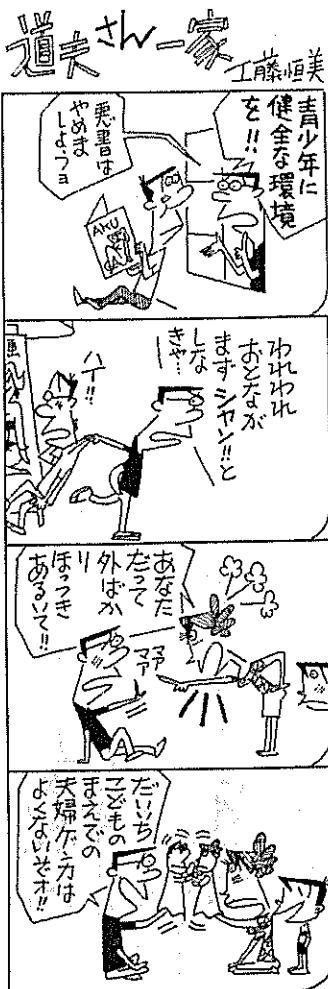
## 小額送金は郵便局の 「定額小為替」

卷之三

九月は、大学など授業料の納入月です。最近は授業料やお子さまへの生活費のご送金に、郵便振替をご利用になるご父兄の方がたいへんふえています。

川幸久作  
美由紀久  
田上伸光  
藤本若菜

秀安強榮面  
康美



消ませてしまえばその日から名実

婚姻届は、婚姻届を出すことになります。り始めて有効となります。

どんなに盛大な結婚式をあげても、夫、妻としての法律上の権利や保護も受けられません。

掌式の日に娘姫風をするには  
前もって役場戸籍係に届出のしか  
たを問い合わせ、届書や添付書類を  
そろえておいて下さい。  
このようにしておけば代理の方  
がお持ちになつても当日が日曜、無  
日でも当直員が届書の受付を致し  
ます。

▲学資金は郵便振替で  
受け取り、証書に受取人の住所  
氏名を記入（記入しなくともか  
いませんが、万一の場合安全な  
す）して手紙に同封して送り  
ます。受け取った方は郵便局で現  
にします。また、郵便局金に預  
ることができますし、郵便振替  
払込金にてることもできます。

いうことで人気がたいへん高まつてきております。

おくやみ由  
氏名 伝司郎  
角三郎  
キヌヤ  
大坂  
伊藤英俊  
大鷦  
初太郎

上げます

口座間の振替なら料金は十五円で済みます。

## 戸籍の窓口

昭和甲午年七月一日  
昭和甲午年九月一日 届出(通知)現在

小板恵子  
村田英樹  
佐久間透  
平井愛子  
松本昌克

父又往母  
次惠繁  
守正篤  
德雄

九月上旬  
家園一塊調查  
牧草採草

卷之三

本鹿鹿本鹿大本字  
別部部別部岩別名